

水産政策審議会資源管理分科会
第117回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第117回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和4年3月17日（火）10:00～12:36

場 所：フクラシア丸の内オアゾホールB

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第382号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））
に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更案等について

諮問第383号 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に
関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理
漁獲可能量の変更について

諮問第384号 特定水産資源（みんくくじら）に関する令和4管理年度における漁
獲可能量等の変更について

諮問第385号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案につ
いて

【審議事項】

- ・海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について
- ・第4回及び第5回資源管理手法検討部会の結果について

【報告事項】

- ・国の留保からの配分について
- ・特定海洋生物資源の採捕数量等について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第117回資源管理分科会を開催します。

本日の事務局を務めます管理調整課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

初めに御案内ですが、本日の会場は、委員の皆様の前にはマイクは設置されておりません。御発言の際には、事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときは、ミュートの状態にさせていただくようお願いします。音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面左側のチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定によりまして、分科会の定足数は過半数とされております。本日の分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中10名の方に御出席を頂いており、定足数を満たしていますので、本日の分科会は成立しております。また、特別委員はウェブ会議を含めまして、16名中13名の方に御出席いただいております。

次に、配付資料の確認でございます。

お手元の封筒の中の資料でございますが、議事次第がございます。その後ろに資料一覧がございます。

資料1から資料9までございますので、資料に不足等、不備がございましたら事務局の方までお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りはここまでとなりますので、御協力の方をよろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行を田中分科会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 早速始めたいと思います。

本日は、諮問事項は4件、審議事項が2件、報告事項が2件でございます。議事進行への御協力よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速これより諮問事項に移ります。

まず諮問第382号、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更案等についてです。

では、事務局から説明よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 おはようございます。資源管理推進室長の魚谷でございます。よろしくお願いたします。

それでは、右肩に資料2-1と書いてあるセットを御覧いただければと思います。

まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

3 水管第3113号

令和4年3月17日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更案等について（諮問第382号）

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量に係る数量の繰越し及び追加配分について、別紙の取扱いとしたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こちらは、議題として審議事項ということですが、クロマグロに関する2件の報告事項がありまして、そちらの方も併せて処理させていただければと思います。ですので、

まず私の方から諮問事項であるクロマグロの追加配分に関するものと、あと融通の報告について御説明をいたします。その後、松尾沿岸・遊漁室長から遊漁におけるクロマグロの採捕の管理について御説明をするという形で進めさせていただければと思います。

まず諮問事項でございます。

こちらは、クロマグロの小型魚、大型魚に関する繰越し追加配分についてということで、1枚めくっていただいて3ページ右肩に「別紙」とありますものが、この諮問の対象ということになります。

こちらは、クロマグロの未利用分の繰越し、あと繰越し等に伴う追加配分につきましては、毎年、3月末に沿岸の漁期が終わりまして、実績が確定し次第、速やかに追加配分を行うということで、毎年、このような形で、あらかじめ追加配分の方法について諮問をして御了承いただいた上で、追加配分の数字そのものについては、改めて諮問をせずに事後報告で対応させていただくという形で進めさせていただいております。今回もこのような形での諮問ということになります。

あくまでも、今回、諮問の対象は配分の方法でございます。この後、私の方から具体的な数字を挙げて御説明はいたしますけれども、この数字については、あくまでも1月末時点までの実績に基づく推計に基づいた配分の数量ということで、その数量の規模感というか、イメージを持っていただくためにお示しするものでございますので、実際に配分される数量というのは、実際に残る未利用分の数量等によって変化するという点については御留意いただければと思います。

この3ページの下、「3 繰越し及び追加配分について」というところが具体的な追加配分の方法になりますけれども、文書で5ページまで続いておりまして、具体的な説明については後ろの方、図も交えての資料がありますので、そちらに基づいて御説明したいと思います。

何枚かめくっていただいて、通しの番号で11ページ、上段、下段に分かれておりまして、スライドの番号では8番、9番というところでございます。

まず11ページの上段、スライド8でございますが、こちらは令和4管理年度の配分方針を示しておりまして、2つ目のポツにこの繰越しの配分に関する方針が書かれております。こちらの繰越し分については、小型魚、大型魚ともに沿岸漁業に優先的に配分するとなっております。

こちらの小型魚については、昨年、令和3管理年度までと同じ扱いでございます。大型

魚については、令和3管理年度までは、データ収集に配慮する形で、かつお・まぐろ漁業にも追加の配分を行ってございましたけれども、大型魚の3ポツ目にありますとおり、かつお・まぐろ漁業については、WCPFCでの増枠に伴いまして、当初の配分で基準年の平均の漁獲実績の数量以上の配分となっておりますので、今回の追加配分では、かつお・まぐろ漁業に対する追加配分は行わないということで、沿岸優先という形のみということになっております。

続きまして、下の段、スライドの9番でございますけれども、こちらは繰越しに関する基本的な考え方でございます。こちらは昨年までと同じでございます。WCPFCにおける国としての繰越率の上限、こちら、漁獲枠の17%という措置が今後3年延長となっておりますので、基本的に国全体として17%を上限として繰り越すということでございますけれども、その中で国内的には大臣管理漁業、あと都道府県ごとに当初配分の10%までは、各自それぞれで繰越ししていただくという考え方でございます。それ以上の部分については、一旦国の留保に繰り入れて、それを原資として追加配分を行うという考え方でございます。こちらは昨年までと同じということです。

続きまして、次のページ、12ページでございます。

上段スライドの10でございますが、こちらは繰越しの見込みの数字をお示したものでございます。見込みの考え方ですけれども、こちらは1月末時点までについては実績を用いまして、2月、3月分については昨年の実績を基に推計したものであるということでございます。

この推計によりますと、まず小型魚については、未利用分として表の真ん中の1番下に国全体というのがございますが、909.7トン程度に未利用分がなるということです。繰越しの上限は17%ですので、こちらが681.1トンとなります。そうすると、繰越しの見込みとしては、681.1トンということになるかという推計となります。

大型魚につきましては、同様の推計で未利用分としては701.8トン、繰越しの上限が829.9トンですので701.8トンが繰越しの見込みとなっているということです。昨年は、この上限である829.9トン上限まで繰り越せましたので、昨年よりは繰越し見込みは、現時点の推計としては減るという形になっております。

続きまして、12ページの下段、スライド11でございます。

こちらは、今、申し上げた繰越しの見込みに基づいた配分の試算結果でございます。この配分の試算結果ですけれども、この後、私の方から御説明をする配分方法に基づいて、

この繰越し見込みを踏まえて配分をした場合の配分の試算結果ということになります。

1番左側に当初の配分、大臣許可漁業、あと都道府県についてはトータルでお示ししておりますが、当初配分がありまして、繰越しの見込み、あと先ほど申し上げた上限10%での区分ごとの繰越しというのがありまして、その右側に留保の出し入れがあり、追加配分及び留保枠というところから、国での留保に一旦繰り入れたものを再配分するときの考え方のア、イ、ウ、エということで、いくつかの要素に従って配分するというので、追加配分後の見込みの数字が右端の数字ということになります。

続きまして、13ページでございます。上段スライド12でございますが、先ほど申し上げたように、各自の10%までは各自で繰り越すということで、それを超える分について国の留保に繰り入れて再配分するということですが、その結果、繰越し後の国の留保がどうなる見込みかということですが、こちらについては小型魚が587.2トン、大型魚が486.6トンとなる見込みということでございます。

それで、下の大型魚、小型魚に分けた四角に書いてございますけれども、枠の超過リスク対策として、現状の考え方ですと、小型魚、大型魚ともに国の留保に100トン、これを保持するという考え方となっておりますので、こちらについて100トン残すという前提で考えますと、追加の配分に用いることができる数量というのは、この四角の中の1番下の計算式でお示ししておりますが、小型魚については487.2トン、大型魚については386.6トンということになります。これを原資として追加配分を行うということでございます。

続きまして、13ページの下段、スライド13でございます。

こちらは、大型魚、小型魚それぞれ配分方法を決めて、それで配分していくわけですが、それぞれの配分方法の御説明に入る前に、大型魚、小型魚を共通で用いるパーツというかメリット措置、これは融通等を促進するための措置ということで、2つのメリット措置を適用する考え方でございますので、この仕組みについて御説明をいたします。

まず、令和3管理年度においては、ほかの都道府県等に枠を譲渡した都道府県に対するメリット措置ということで、追加配分するということでございます。

こちらについては、下の図に示しておりますけれども、他の都道府県等に譲渡した場合については、そもそもとして、こちらは未利用分として取り扱うというものもあるんですけれども、これは、上限10%の各自繰越しのときは、他の都道府県等に譲渡した分については、未利用だということで取り扱うというものもありますけれども、それに加えて、当初枠の7%を上限として、他の都道府県等に譲渡した分については追加で配分をするというの

が、「譲渡メリット」と呼んでおりますが、譲渡した都道府県に対する追加配分というメリット措置でございます。

続きまして、14ページの上段、スライド14でございます。

こちらにも1つのメリット措置で「消化率メリット」というものでございまして、こちらは昨年から導入しているものでございます。こちらは消化率が高い都道府県というのは枠をうまく管理したということで、こういう県に対するメリット措置を導入してはどうかという議論が昨年ありまして、導入をしたと。今年もこれを継続したいという考え方でございます。

こちらは、具体的には消化率が8割以上となった都道府県に対して、一定の追加配分をしましょうという考え方でございます。それで、配分のやり方ですけれども、消化率8割以上になった都道府県に対して、これに充てられる一定数量を均等配分をするという考え方でございまして、この後、御説明をする小型魚、大型魚それぞれの配分の考え方に基づいて、現状での見込みの繰越し数量を前提とすると、この消化率の高い都道府県に対するメリット措置に充てられる数量というのは、小型魚212トン、大型魚58.8トンとなっております。こちらは、今後、3月末時点の実績で変化する可能性はありますけれども、現状の見込みとしては、これぐらい当てられるであろうという見込みということでございます。

それで、追加配分の例ということで、これも1月末時点で8割を超えている県をピックアップしますと、小型魚については5道県、大型魚については6道県ということになりまして、こちらは先ほど御説明しましたメリット措置に充てられる数字を、この5道県、あるいは6道県で均等配分しますと、小型魚については1県当たり42.4トン、大型魚については1県当たり9.8トンとなります。

ただし、こちらは2月、3月も漁獲が積み上がっている都道府県はございますし、あるいは別途、融通によって消化率が上がっている都道府県もありますので、こちらは3月末時点で8割以上の消化率となる都道府県が増えれば、1県当たりの配分数量というのは小さくなっていくということです。こちらはあくまでも1月末時点で考えた場合にこうなりますという試算結果でございます。

続きまして、14ページ下段のスライド15でございます。

こちらから小型魚、次のページが大型魚ですが、それぞれどういう考え方で追加配分をしていくかということをお説明した資料でございます。

まず小型魚についてでございます。

繰り返しとなりますが、小型魚への配分に使える数量としては、現時点の見込みとしては487.2トンということになっておりますので、こういった数字をどういう形で配分するかということでございます。

下の四角の中、1つ目のポツとして、都道府県へ優先配分ということがまずございます。その中で都道府県に配分をしていくわけですが、考え方としては、まず最初に必要となる調整が2つありまして、①、②というものを処理をするということがあります。

その後、①、②の配分を行った上で、残った数量を2分の1ずつに分けて、その2分の1を③に充て、最後の2分の1、これを④、⑤。④、⑤というのは先ほど私から説明をした2つのメリット措置になりますけれども、こういった形で分けるという考え方でございます。

①、②の必要な調整という部分ですが、まず①としては、当初配分において過去の実績として反映できなかった分があるということで、こちらは具体的に関係する都道府県は三重県、熊本県ということになりますが、そちらの未配分になっている1.1トンをまず配分をするということでございます。

続きまして、②でございます。こちらは当初配分で、過去の超過分を一括して差し引いているというのがございまして、それで、具体的には北海道でございますけれども、こちらは一括差引きということで、これまで毎年113トンを差し引いていたんですが、今回、漁獲枠の増枠に伴いまして、都道府県については小型魚の枠も増えているということで、北海道については、今年は15トン・プラスの128トンを差し引いているということでございます。

一方で、こちらについて管理のために使用したいという御要望がありました。ということで、増えた分については、北海道の方に戻すというか、追加で配分をして管理に用いていただくということでございます。

こちらは、今回、増枠された恩恵を享受するのが先延ばしになるというのは、あまりにもちょっと厳しかろうということで、当面の管理に充てるという観点から配慮をしたいという考え方でございます。

最後、ただし書がございますが、こちらは15トン増えた分を戻すということでございますので、この超過分の差引きとしては、しなかった扱いとすると。要は、言ってみれば借金を返しているわけですが、借金の残高としては、この15トンは残しておくということで、公平性というか、そこは担保したいと考えております。

これが①、②ということで、最初に調整すべきものを処理するというものでございます。残りを2分の1に分けまして、最初の2分の1については③ということで、こちらは令和3管理年度の当初の配分量の比率で、都道府県に配分をするという考え方でございます。こちらはこれまでもやってきているような考え方でございます。

残りの2分の1ですけれども、それを④、⑤のメリット措置に充てるということで、考え方としては、まず④ということで、こちらは先ほどのいわゆる譲渡メリットと呼んでいるものです。他の都道府県等に譲渡した分について、当初枠、当初配分の7%を上限として、これを上乗せして追加配分をするという形でございます。

最後に、この譲渡メリットを措置した上で残った分について、⑤ということで、消化率が8割以上となった都道府県に対して、均等割で配分をするという考え方でございます。

以上が小型魚の追加配分の方針、方法についての考え方でございます。

続きまして、15ページ上段、スライド16でございます。

こちらは大型魚の追加配分方針でございます。

こちらは見込みとしては386.6トン、この追加配分に充てられる見込みということでございまして、その配分の考え方についてお示ししているものでございます。

基本的には、こちらにも沿岸漁業、都道府県への配分ということで、直近年の最大実績を勘案して配分するということになっております。具体的な配分方法ですけれども、考え方としては、まず、沿岸漁業ではないんですが、大中型まき網に50トン进行配分するという①の配分をして、こちらについては残りを3分の1に分けまして、3分の1を②、3分の1を③、最後の3分の1を④、⑤のメリット措置という考え方でございます。

それで、まず①の大中型まき網に50トン进行配分ということですが、こちらは前回の分科会で小型魚の留保、国の留保200トン进行大型魚に超過リスクへの対応ということで振替をお認めいただいております。

こちらは、その結果として大型魚の繰越し見込みというのは、その分増える結果になるであろうという状況でございます。こちらは小型魚の留保、国の留保250トンですね、そもそもは大中型まき網の方から抛出いただいたものということで、結果として、この大型魚の繰越しが増える元となっているものが、大中型まき網の方から出してもらったものということで、一定の配慮は必要であろうということで、この50トン进行大中型まき網に配分をするという考え方でございます。こちらは、昨年度も同様に小型魚から大型魚への国の留保の振替に配慮するというので、同じ数量50トン进行昨年度も大中型まき網の方に配分

をしております。

大中型まき網は、今年度から総量管理区分、I Q管理区分と2つに管理区分が分かれるので、2つの管理区分への配分の方法としては、当初の総量とI Qの配分比率で按分をするという考え方でございます。

これで、①で大中型まき網への配慮で50トンというのをやりまして、残りを3分の1ずつにして、それぞれの要素に従って分けていくということなんですが、まず、②でございます。こちらは都道府県に対して、3分の1を各都道府県の2015年から2020年度までの漁獲量の最大実績の一定割合の数量と、令和4管理年度の当初配分量との差の分を配分するというので、近年の最大実績の一定割合ですので、何%までは伸ばしてあげましょうという、そういう考え方でございます。

こちらは、現状の繰越し見込みに基づきますと、最大実績の82%程度までは、ここでの配分をできるだろうという見込みになっておりますが、こちらについては実際の追加配分、原資がどうなるかによって調整が必要になるということでございます。

続きまして、次の3分の1の配分ですけれども、③ということで、こちらについては各都道府県の2015年から2020年度までの漁獲量の最大実績の、こちらは比率で各都道府県に配分をするという考え方でございます。

最後の3分の1でございますが、こちらは小型魚と同様に、まず④として、枠の7%を上限として、他の都道府県等に譲渡した数量を配分しますという考え方でございまして、その残った分を消化率8割以上となった都道府県で均等配分していただくという⑤という考え方でございます。

以上が、国の留保に一旦繰り入れて都道府県等に配分する大型魚、小型魚それぞれの考え方の御説明でございます。

続きまして、15ページの下段、スライド17でございます。

こちらは、10%上限で各自繰越しする分についてなんですけれども、大臣許可漁業については、今年から漁獲割当て、I Qの管理を導入している漁業が2つございます。そこで各自10%上限で繰越しする分をI Qの管理区分と総量の管理区分をどう分けるかを決めておく必要があるということで、この15ページの下段、あと16ページの上段に御説明を書いているところでございます。

まず、大中型まき網でございます。

こちらは先ほども申し上げましたけれども、I Qの管理区分と総量の管理区分に分かれ

ているということですが、大中型まき網漁業については、これまで業界内部の自主的な取組として海区を分割して、I Qのような管理がなされているということですが、令和4管理年度以降、この法律に基づく漁獲割当てによる管理が行われる、5月15日から7月末日までの日本海の海区ということですが、これまで自主的に行われた取組と範囲が一致しているということ、令和4管理年度における漁獲割当て、I Qの管理区分に相当する令和3管理年度の未利用分というのを把握することは可能だということですが、下の方に掲載をしております。

令和3管理年度漁獲可能量、大中型まき網3,373.3トンというものについて、自主的な取組の中で日本海とその他が分かれていて、それぞれ実績があって、未利用分についてもそれぞれ出せるということで、この未利用分に応じてI Q管理区分への繰越し、あと総量管理区分への繰越しというのを定めるという形の考え方でございます。

続きまして、16ページでございます。上段18ページ、こちらは、もう1つのI Q管理を導入する漁業であるかつお・まぐろ漁業でございます。

令和3管理年度において、かつお・まぐろ漁業については、1月～3月と4月～12月、2つに管理区分が分かれていたわけですが、令和4管理年度については、期間としては通年となりまして、I Qの管理区分と総量の管理区分の2つになっているということでございます。

令和3管理年度の未利用分については、1月～3月分の未利用分は年度内に4月～12月の方に振り替えておりますので、4月～12月の期間の未利用分の繰越しということになります。

それで、繰越し先ですが、当初配分の考え方として、総量の管理を行う管理区分については、実態としてクロマグロを目的とした操業を行っていないということで、当初配分については想定される混獲分ですということで、10トン进行配分しているということですが、ですので、こちらの繰越し分については、全て漁獲割当て、I Qによる管理区分の方に繰越しをするという考え方でございます。

未利用分としては17.1トンありますが、繰越しの上限は16.2トンとなっておりますので、この16.2トンを全量I Q管理区分の方に繰り越すという考え方でございます。

配分の考え方については以上でございます。16ページ以降については、都道府県分について小型魚、大型魚それぞれ、ただいま御説明をいたしました考え方で配分をすると、どういう形で追加配分の要素ごとに積み上がっていくかというのを示したものでござい

す。

ただし、消化率が8割を超える県に対するメリットについては、現時点で対象県、対象となる県が確定していないということで、県別の数字は入れてございませんし、その分、追加配分後についても反映されていないということで、その点は御留意いただければと思います。

諮問事項の方の御説明は以上になりまして、資料としてちょっと飛んで申し訳ないんですけれども、続きまして融通の報告でございます。

23ページ、資料2-4を御覧いただければと思います。

こちらは、事後報告で対応させていただいている分、当事者間の合意が整ったものということで事後報告で対応させていただいている分でございます。

まず23ページ下段、スライド1でございますが、今年1月に配分の融通要望調査を水産庁の方で実施をしまして、この23ページ下段にあるような交換の要望、あるいは譲受けの要望、譲渡しの申出というのが各県から出てきたということでございます。これを受けまして数量を調整しまして、結果として24ページ上段、下段にお示しをしております。

まず、大小の交換を先に処理するというので、交換については、山形県等8都道県の小型魚13トンと新潟県、三重県の大型魚合計13トンの交換が成立しているということです。

下段、こちらは譲渡しですけれども、まず小型魚については、北海道等6道県の54.8トンが千葉県等8県に対して譲渡されたということでございます。大型魚については、北海道等6道県の79トンの大型魚の枠が、千葉県等13都府県に譲渡されたということでございます。こちらは2月17日付で変更を行っております。

続きまして、25ページ、こちらは水産庁の要望調査に基づかない関係県間での調整で成立した譲渡でございます。

まず2月17日付で、石川県から鹿児島県への小型魚の3トンの譲渡が成立しております。

続きまして、25ページの下段、こちらは3月2日付ですけれども、小型魚について、石川県の26.8トンが京都府、鹿児島県の方に譲渡をされているということでございますし、大型魚については、石川県の2トンが京都府の2トンということで譲渡されているということでございます。

続きまして、最後になりますが、26ページの上段、こちらは3月8日付ということで、まず小型魚について石川県から鹿児島県、福岡県に16トンの譲渡、あと大型魚について秋田県から京都府に1.5トンの譲渡、同じく大型魚について石川県、福岡県で合計4トンが

鹿児島県に譲渡ということで成立しております。

26ページ下段、27ページについては、今御説明申し上げた数量の変更について一覧表でお示ししているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

それでは、続きまして遊漁の関係で松尾室長から御説明いたします。

○沿岸・遊漁室長 沿岸・遊漁室長の松尾でございます。

ただいまの諮問事項等に関連しまして、これは報告事項となりますが、クロマグロの遊漁の資源管理について私の方から説明いたします。

資料21ページ、右肩資料2-3と書いてあるページを御覧ください。

まず1の経緯のところに記載しておりますが、遊漁によるクロマグロの採捕につきましては、昨年3月に開催されました広域漁業調整委員会の指示に基づきまして、昨年の6月1日から30キロ未満の小型魚の採捕禁止、30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告を義務付けるという措置が、初めて新たに導入されました。

その後、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となり、その結果、TAC制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められた。具体的には、昨年の場合ですと、我が国のくろまぐろ（大型魚）の漁獲枠のうち、国の留保は約80トン、そのうち遊漁による採捕の見合いとできる数量は20トン程度ということでありましたが、採捕数量の合計がこれを超えるおそれが生じたということで、昨年7月ないし8月の追加の委員会指示に基づきまして、昨年の8月21日から今年の5月31日までの間、大型魚についても遊漁による採捕を禁止したところでございます。

今般、これらの委員会指示の有効期限が今年の5月末をもって終了するということになりますので、その後継措置として、今年の6月以降の遊漁によるクロマグロの採捕を制限する委員会指示が今月の7日から11日にかけて開催されました日本海・九州西、太平洋、瀬戸内海それぞれの広域漁業調整委員会で発出されたところでございます。

2の委員会指示の概要ですが、指示の内容としましては、基本的に現行の2つの委員会指示を合わせたものを1つの委員会指示にまとめて継続するといった内容です。ただし、反省すべき点といたしまして、昨年管理が開始された直後の6月、7月に特定の海域、日本海ですけれども、そこで採捕が集中しまして、地域的に、あるいは時期的に偏りが著しく生じてしまったということがございます。

地域によっては、クロマグロのシーズンを迎える前に全面的な採捕禁止ということにな

ってしまいまして、そのような地域の遊漁船業者であるとか関連産業の方には不公平な負担を強いる結果となってしまいました。そういったことを踏まえまして、今回の委員会指示では、そのような不公平をなるべく軽減して、管理を円滑に実施するための工夫として、幾つかの修正が行われております。

具体的には、この2の中でアンダーラインを引いている部分というのが、現行の指示からの変更箇所でございます。

指示の内容ですけれども、まず2の(1)小型魚の採捕の制限ですが、これは現行の委員会指示と全く同じでして、採捕は禁止、意図せず採捕した場合は直ちに海中放流というものです。

次に、(2)大型魚の採捕の制限ですが、①はの保持尾数制限、いわゆる釣り人がバックリミットと言っているものがございますけれども、これについて今回新たに指示したものでございます。1人1日当たり1尾を超えて保持してはならない。その保持した人が別の大型魚を採捕した場合には、当該個体を直ちに海中に放流しなければならないこととしております。

これは特に去年の6月などに、釣りの条件が非常にいい場所、いい時期に1人で複数尾を釣ってしまうような例も見られたということで、特定の人が釣り過ぎてしまうことを抑制して、極端な採捕の積み上がりを抑えることを狙いとしたものでございます。

続いて、②の採捕重量等の報告につきましましては、基本、現行の委員会指示と同様です。ただし、去年遊漁船とそれ以外の採捕、プレジャー・ボートですとか、そういったものは区別して把握できた方がいいという広域漁業調整委員会の委員からの御指摘もありまして、また、遊漁船業者がお客さんが釣った分をまとめて報告してくるといった場合もございましたので、そうした場合に重複を防ぐということにもなりますので、従来の報告事項に遊漁船の名称ですとか登録都道府県を追加するということにしております。

次のページの③と④でございますけれども、これは広域漁業調整委員会の会長が、期間を定めて遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨公示し、当該期間中は採捕禁止、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならないという内容で、委員会指示の内容自体は、現行の去年7月の指示と同じとなっておりますが、今回は広域漁業調整委員会の会長が、採捕禁止期間を公示するタイミングと実際に指定する期間について、あらかじめ運用の方針と基準を設けております。

先ほど触れましたとおり、去年は6月ないし7月に特定の海域で採捕が急激に積み上が

りまして、7月に開催した広域漁業調整委員会で大型魚の採捕を停止する根拠となる委員会指示を発出したわけですが、その時点で国の留保のうち遊漁による採捕の見合いとすることができる数量の限界にはほぼ達しておりまして、その結果、その時点で管理期間の末、今年の5月31日まで全面禁止とせざるを得ませんでした。

そこで、今回は資料の③の※印、期間指定の考え方にありますとおり、時期を6月、7～8月、9～10月、11～12月のように区切りまして、それぞれの時期ごとに、目安として10トンを超える採捕数量となるおそれがある場合に、その時期の末日までを期間として指定して、採捕を禁止するということをございます。

さらに、年内の採捕数量が、これで言いますと40トンですが、その時期別の目安の合計を下回った場合には、年明け1月以降も遊漁が継続できるということになるわけですが、その場合においては今年の6月、スタートからの採捕数量の累計がおおむね40トンを超えるおそれがあるときは、今回の委員会指示の期間が満了する来年3月31日までの採捕を禁止するというものでございます。

なお、この40トンの考え方について補足しますと、これは昨年8月21日に大型魚の採捕を禁止したときと同じ考え方なわけですが、国の留保のうち遊漁による採捕の見合いとすることができる限界として、現時点で想定されるのが40トン程度ということでございます。

令和4年の管理年度におけるクロマグロの国の留保は100トン程度を保持することとされております。そのうち、昨年と同じ考え方でいきますと、50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は調査船や実習船などによる漁獲の見合い分として確保しておく必要があるということになりますので、その差引きが40トンということになります。

当然これは遊漁の枠という考え方ではございませんでして、国としてTAC制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来さないように、この水準以下に抑える必要があるというものでありますと同時に、この40トンという数字自体がクロマグロの資源管理の全体の状況によって変動することもあり得るというものであります。

あくまでも現時点において想定される目安としてお示したものでございまして、さきの広域漁業調整委員会におきましては、その目安を前提とした採捕禁止期間指定の運用方針をあらかじめ決定したということになります。

最後に（3）の指示の有効期限ですが、令和4年6月1日から令和5年3月31日

までとしております。現行の委員会指示については、昨年、令和3年3月の広域漁業調整委員会で発出されまして、これは全く遊漁に対する新しい取組ということであったため、十分な周知期間が必要ということで、約3か月後の6月1日から1年間を有効期間としていたものでございます。

その後、昨年7月に発出された追加の委員会指示についても、終期をこれに合わせるとのこととしておりましたが、本来これはTAC管理における国の留保の中で遊漁による採捕数量を管理するという考え方になっておりますので、この委員会指示の期間についても、TACの管理年度と合わせることが望ましいと考えられますので、今回満了期日を沿岸漁業の管理年度と同じ令和5年3月31日までとしているところでございます。

私からの資料の説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

大分時間が掛かりましたけれども、2つありまして、1つは諮問事項に対する御説明と、もう1つはそれに関連する遊漁に関する話題、話だったと思いますけれども、御質問、御意見ございましたら御発言願いますが、まず最初に、今、お話のように2つありますので、最初は配分の方について、御意見、御質問等をお受けしたいと思います。

特に関係団体からの御意見があればということだと思っておりますけれども。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

まずは、年度末と新年度に向けまして、各都道府県に対する融通や追加配分への対応につき、ご対応ありがとうございます。引き続き来期におきましても、各都道府県、それから漁業種間のタイムリーな枠の融通や交換を通じて、漁獲枠が有効に促進、利用できるように、水産庁としての迅速な対応をお願いします。よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 国際的な対応も含めて充足率を上げるというのは大事なことなので、水産庁としても承ったということで、よろしいですか。

○資源管理推進室長 引き続き、融通の促進ということで要望調査等もしっかりやっていきたいと思っておりますし、手続の迅速化についても、これまで関係する通知で、手続の緩和とか、簡素化する等工夫もやっております。まさに、庁内の決裁手続等も担当者が可能な限り早期にできるようにやっておりますけれども、引き続き迅速な対応を取れるように対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ウェブで参加の堀内委員。どうぞ。

○堀内委員 ホリエイの堀内です。

私の方からは意見なんですが、まず、くろまぐろの配分について、非常にバランスが取れていたよい配分になっていると思います。都道府県に小型魚の配分が増えたことについては、私ども青森県のくろまぐろの資源管理委員会では、大中型まき網からの融通であることを報告しております。改めて融通の仕組みが重要だと思います。

私からは以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

なかなかここまで、一見するとすごく複雑なんですけれども、いろいろな経緯があっただけでこうなったということだと思います。お褒めの言葉を頂いて感謝申し上げます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 繰越し配分等々については、かなり苦労しながらやっておられるということはよく理解をいたしました。

これだけ苦労しなければならないそもそもの問題があるはずで、WCPFCで増量になった。これは水産庁に頑張ってもらってこのようになったわけですが、ただ一方で、沖合の方では、マグロの資源が減ったなんという話は全く聞こえてこないということです。どこの海域へ行っても、マグロだけだというような話はいつも聞かれます。

イカ釣りもそうなんです、夕方に集魚灯を付けますと、そこへマグロが入ってくる。マグロは、当然釣り上げるイカを捕食するわけですから、そうしますと、1番船首側の釣り糸と船尾の釣り糸が複雑に絡んで揚がってきたり、漁具に対する被害というのか、いたずらをされるというのか、こういう現象も起こっているということでございます。

1つの漁業種というものを過度に保護するという事は、餌となる資源を大量捕食するわけですから、そうしますと、その餌となる資源が乱食されます。人間だけが乱獲するわけではございません。当然、鯨であれ、マグロであれ、イカ、サバ、イワシとかサンマ、これらはマグロが好物の餌ですから、こういう資源が一方的に乱獲をされるということになりはしないのかという心配をしております。

鯨もマグロもそうですが、魚体が大きいことから、国民を始め民衆にアピールしやすいということもあって、過度の保護をしているのではないかと思います。しっかりとした調査をしていただき、過度に捕食をされる魚の被害調査、と本当にどのくらいクロマグロの

資源が増えているのか、正確なデータというのはいかに出しているのか、毎回疑問に思っています。

現場の皆さんと、調査する側の皆さんとの資源に対する見方、考え方の乖離があまりにも大き過ぎるのではないかと考えています。はっきり言って、漁業者の皆さんから見れば目の前にいても獲れない資源は邪魔なんですよね。これだけ一方的にマグロが増えてしまうと、マグロだけ外して、自分らの主要な魚を獲るということが、非常に困難な状況になっていく可能性もあるわけですから、そういうことも含めて、検討していただきたいというように思っております。

私の方からは以上です。

○田中分科会長 水産庁、お答えしますか。部長。

○資源管理部長 御意見ありがとうございます。いくつか御指摘があったんだと思います。

1つは、やっぱり現場と研究サイドの意識といいますか、感覚の違いというものをどう埋めるかという話と、あと単一種に着目した資源管理によって、他の種との関係をどう考えるかということで、それは多分かなり高度な話で、研究サイドのもうちょっと生態系に関連した部分だと思えますけれども、そういったものを待つ必要はあると思えますけれども、しっかりTACとかで管理するというのであれば、ステークホルダー会合とかで関係者の意見を伺いながら進めていますので、そういったところで我々の方も皆様の意見を聞いて感度調整をしながら進めたいと思っております。よろしくお願ひします。

○田中分科会長 よろしいでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

私もコメントなんですけれども、国際条約に参加されている加盟国の目から見ると、どうしてこれまで日本が繰越し枠がどうしても欲しいと言いつつ、どうして増枠を望んでいるのかというところは、枠はもっと欲しいけれども、獲り切れない分は次の年に回させてほしいと言っているところが1番難しく、結構理解を得るのが難しかった点だったなというふうには思っていたんですが、ようやく今日、全体のお話を伺って、少し私の中での理解が深まりました。

実際、こういった漁獲枠みたいなものがあると、通常、北部ヨーロッパであったりですか米国であれば、市場経済メカニズムを使って、それをどううまく公平性をもって広げて浸透させていくのかというところに行きがちなところを、そうではない新しい数量管理

のコントロールの仕方、日本に適した公平、公正な配当ができるようなモデルを作られてきたんだろうというふうに今日理解いたしました。

ただ、そういう意味では、これまでずっとお話を伺ってきて、今日もこれだけの御説明を伺って、私でも理解できたぐらいなので、先ほどから出ている国際世論でどう理解してもらおうのかというところでは、どう配当されたものを管理しているのかということについては、かなり新しいモデルに国際的にはなっているんだろうと思いますので、そのあたりは、何を目指されて今こういう仕組みになっているのか。特に公平、公正な配当でどういう漁業生産構造を残していきたいと思っているからこうなっているというような、現場で起きている課題がこうだから、こう対応しましたということだけになると、どうしても行き当たりばつりにやられているというふうに日本は誤解をされがちなので、その大きな絵も含めて、次回以降はやはり説明をしっかりとされていく方が、より理解を得られやすいのではないのかなというふうに思いましたので、コメントさせていただきました。

○田中分科会長 よろしいですか。コメントということで。

日本は、基本的には努力量規制の上に漁獲量規制をかぶせているので、ということですよ。そこがやっぱり外国と違うところなので、そこをうまく説明するということが難しいですね。

それから、生態系の話についてなんですけれども、これはまず、クロマグロの捕食量はどれくらいあるかというのを調べるのがまず第一で、スルメイカなどのイカの捕食については、イルカ類なども相当補足があるはずなので、そういったことを積み上げる必要があるかということで、これは今後の課題ではないかと思います。

ほか、ございますでしょうか。

それでは、諮問の内容については、これでお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

川越委員。

○川越特別委員 遊漁について、いいですか。遊漁について。

○田中分科会長 ちょっとこれは諮問の方をお認めいただいてからということで、次に行いますので、よろしいですか。

では、特段、御反対ないということで、諮問の内容についてはお認めいただいたということにさせていただきます。

それでは、関連する話題として、いろいろ御意見ございますと思いますので、遊漁につ

いて御発言あれば。

川越委員、どうぞ。

○川越特別委員 私のところも沿岸漁業の人が小型のマグロを少ない枠の中で獲っております。しかしながら、先ほど高橋特別委員からのお話のように、確かにクロマグロ、小型魚もたくさん増えております。大型魚も山陰沿岸でも増えています。

そういう中に、やはり今回、遊漁のこういう枠の中で、もう1つ、地元の漁業者さんには理解が得られない。というのは、この話はもう報道等で先行して出ております。その中に、きちっと漁獲報告はできるのかという話。それと、釣った魚を自由に販売できるんじゃないかという話。

こういうところで、本業の漁業でやられる方は、組合とか漁連とかというところで、きちっと組織の中でそういうものを集計もされて、国の方にも報告されているんですけども、こういうところはもう、あまりにもずさんではないかなと。そこのやっぱり不信感があると。

それで、いわゆるこれからまたこういう団体を設立して、その組織を立ち上げて、そういうことのないようなことでやるとかいうような、報道等に出ているんですけども、ここについて、もう1つやっぱり踏み込んでいかないと駄目じゃないかなと。

それで、今回、クロマグロでの遊漁なんですけれども、これから先、T A Cの魚種拡大だとかいう中で、かなり遊漁と同じような魚種がリンクする場面が出てくると思うんです。だから、ここでしっかりと遊漁のこういう資源管理との付き合い方、向き合い方を漁業者が納得するような、不信感が得られないようなものを、もう少しやっぱり明確に出してほしい。

ただ、留保枠はあるんですけども、この40トンの中でやらせましようぐらいの感覚では、何かもう1つ本業でやっておられる方の不信感があると。これはもう1つ、さらなる説明をしてほしいなと思います。

○田中分科会長 ありがとうございます。

2点あったかと思いますが、報告の問題と、では松尾室長。

○沿岸・遊漁室長 まず各論に入ります前に、この委員会指示というのは、そもそも遊漁に対して従来特に管理の網がかぶっていなかった状態だったわけですし、昨年の6月から、ともかく漁業と一貫性のある資源管理を目指して、遊漁についても新たに規制していきなさいいけないということで始まったものでございまして、今その試行的取組としてやって

いるということで御理解いただきたいと思います。

報道等は必ずしも正確なものばかりではございませんでして、遊漁に枠を設けるとか枠を認めるとか、そういったことだというふうに捉えているような報道もあるんですけれども、これは決してそうではなくて、まず小型魚を採捕禁止にしているわけですし、大型魚については全面禁止とは言わないけれども、秩序を持ってといいますか、節度を持ってやってくださいというような内容の指示になっておりますので、これはあくまで規制を強化しているということだと、遊漁に、釣ることを認めているというのではなくて、釣らせないための管理をしているということだと御理解いただきたいと思います。

その上で、実効性の話だと思えますけれども、報告につきましては、これは報告のみならず禁止されていることがいろいろありますので、こういった規制が行われているということ釣りを、不特定多数の対象となりますので、まず周知して徹底していくということから努力しなければいけないというふうに考えております。

今回、これは2年目に入って行くわけですがけれども、まだまだそこは大きな課題であるというふうに考えておりますし、報告も単なる協力依頼ではございませんので、報告しなかった場合には、最終的には農林水産大臣の裏付け命令を通じて罰則が適用され得るというものでございますので、そうした拘束力のあるものであるということも含めて、周知、指導を徹底してまいりたいと考えております。

それから、釣った魚が自由に売れるというのは、遊漁者で魚を売る人というのは通常ないわけですがけれども、クロマグロを売ってれば漁業を営んでいることに該当する可能性がありますので、そうしたものは法令に違反して売ろうとしているマグロということになりますので、市場関係者については、こうした遊漁の規制が行われていることをお知らせした上で、法令に違反して上げられたマグロは取り扱わないようにと、拒否できるということをお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○田中分科会長 もう1つ、今後拡大するTAC対象魚種が増えたときに、遊漁の問題が関係するんじゃないかと、マダイとかですね。それについてはどうかと。

○沿岸・遊漁室長 今後の課題になろうかと思えます。これは現在検討中の水産基本計画でも、遊漁と資源管理の関係というものを大きく焦点を当てておる記載があります。基本的には、先ほど私も触れましたけれども、遊漁についてもTAC対象魚種などを獲るという意味においては、漁業と変わりがない部分がありますので、漁業と一貫性のある管理を

目指していくと。

特に、漁業において、数量管理がこれから高度化していくという流れがある中で、遊漁についても、まずクロマグロをこうして優先的に取組を進めているところでありますけれども、それ以外の魚種についても、実態の把握ですとか、どうやって採捕数量を報告してもらうのかとか、そういったことを課題として取組を進めていきたいというふうに考えております。

遊漁に関しましては、必ずしも十分、国としても実態を把握した上で管理を進めているというわけでは、クロマグロについても、まだまだ努力しなければいけない部分というのは相当ございますが、まずは実態把握、それから採捕報告が行われるような管理体制ですね、これをいかに進めていくかということが今後の大きな課題であると認識しております。

○田中分科会長 よろしいですか。

これは枠ではないというのはどういう意味かということ、40トン这个数字として出ていますけれども、いろいろ水産庁の留保分のうち、漁業で使った分の残りという解釈なので、例えば突発的な漁獲があった場合、水産庁の留保から漁業者に受け渡すわけです。そうすると、この量が減るんですよ。という内容であるということも、一応、遊漁関係団体に理解してもらっているかといったら、彼らは理解しているというふうに言ってはいました。

だから、40トンを必ずもらえるとは、少なくとも広域漁業調整委員会に出席された団体の方は、40トンが必ず来るものでないということは理解されておりました。一応、日本海・九州西の広域漁業調整委員会の会長をやっているのです、一応大事な点だと思ったので確認してはあります。

ほか、ございますでしょうか。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。

遊漁の問題について、いろいろ現場で御懸念がたくさんあるのだなと、私も今、川越委員の言葉を聞いて、そうなんだなと思いました。

マグロを使う側の人間、料理人とか消費者の立場から言いまして、市場でそういう魚が紛れ込んでいても、やはり分からないというところがございまして、とてもその点、料理人も懸念しております。

もちろん流通の方々に御周知なさるということですがけれども、特に罰則等ないようですし、どういうことがあるかも分かりません。もちろん、漁業、遊漁の方の規則もそうなんですけれども、皆さん御自身で使われる分には、恐らくそこまでの過度の漁というか、釣

りは行われなと思いますけれども、やはり流通に流れるということがあるからこそ、いろんな問題が出てくるのかなと思っております。

ですので、正しく漁をしていらっしゃる現場の方々の魚を買いたいという私どもにとっては、やはりトレーサビリティのシステムをきちんと作っていただいて、これは間違いなく規則の中でルールを守って漁をしていらっしゃる方の魚であるという、証拠をもって買わせていただくのが1番、心安らぐといたしますか、助かるなというふうに思っております。

意見でございました。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 これは水産庁、何かお答えされますか。

では、松尾室長。

○沿岸・遊漁室長 先ほどの川越委員の御質問にも通じるものはあると思うんですけれども、いわゆる遊漁者が自分で釣った魚を市場に出すということにつきましては、これはそもそも今回の遊漁の委員会指示とは別に出しております広域漁業調整委員会で、クロマグロ漁業を営む釣りなどの漁業につきましては、全て委員会承認制となっておりますので、その承認を受けずに漁業を営んでいるという意味で、漁業の承認に関する委員会指示に違反する可能性があるというものであり、そちらの規制に触れる可能性があるものであって、やっていいことでは決してないというものであるということは、御理解いただきたいと思っております。

○田中分科会長 川越委員、どうぞ。

○川越特別委員 遊漁者の方で、釣った魚を買うオークション・サイトがあるんですけれども、御存じですか。

○沿岸・遊漁室長 あまり詳しくは承知しておりませんが。

○川越特別委員 まず帰って調べてください。あります。

それで、その魚を買う人はいるんですね。それは評価がいいんです。どういうことかという、近年、市場の公休日だとか、そういうものはかなり市場の公休日は多いんですね。そうすると手に入らない、市場が入らないときに、このサイトで買えるということで、かなり小さい飲食店とかいうところは、そういうものを重宝しているというようなコメントが入っておりますので、遊漁者の方で、とにかく釣った魚をオークションに掛けて、売りませんかというようなサイトがありますので、またそういうこともやはりちゃんとチェックしておいてください。

これから先、どういうことかという、結構皆さん、遊漁、レジャーの方はお金を掛けております、はっきり言って。それで、大量に釣った魚を、ただ自分の家族で食べるとかいうぐらいのことだったら、それが本当のレジャーだと思うんですけども、あまり釣れ過ぎる、釣り過ぎた、高価なものがあるとあれば、それがお金になるとなれば、そういうことはこれから出てきます。実際そういうサイトがありますから。それを主催している人は、やっぱり遊漁者の方です。

だから、そういうところで、これから先、まだマグロは出ていません。しかし、もうブリだとかマアジだとか、いろんなものがはっきり言って出ていますから、タイとか。だから、そういうものは、やっぱりこれから先、今はネットの時代ですから、組合員だとか、そういう組織の人間はそういうことはできません、はっきり言って。だけれども、いわゆる一般の方は何でもありだなという話になったときに、そういうことのこれから先いろんな問題が出てきたら困りますので、そういうところはチェックして、そういうものの対応策もちゃんとしっかりと練っていくべきじゃないですか。

なかなかそういうものが出回ると、後から收拾がつかなくなってくるんじゃないですか。
○田中分科会長　なかなか、水産庁の管理下以外の組織の管理をどうするかという問題が入ってくるんですが。

お答えされますか、松尾室長。

○沿岸・遊漁室長　釣り人が、マグロに限らず釣った魚を市場を通さないにしても、売ると。売る目的で釣るということについては、これは法に触れるものではないんですけども、マナーの問題として、我々は問合せがあったら慎んでいただきたいというふうには、考え方は示しておるんですけども、そうした川越委員から御指摘のあった実態も含めまして、今後、遊漁による水産動植物の採捕なり、それがどういうふうにご利用されているか、多くは自家消費だと思えますけれども、実態の把握を深めていきたいというふうに考えております。

○田中分科会長　よろしいですか。

それでは、ウェブ参加の菅原さん、どうぞ。

○菅原特別委員　ありがとうございます。

まず第1点目に、遊漁の枠を取っていただいたことに対して非常に感謝しております。先ほどから、川越委員がおっしゃっていることがいろいろ出ているんですけども、確かに遊漁をすること自体は、非常にはっきり言いまして、お金を掛けています、皆さん。も

ともと始まった遊漁というものの自体が、はっきり言いまして上流階級の遊びという位置づけから始まっているのが、これは世界中の考え方なんです。

確かにお金は掛けているけれども、例えばクロマグロを大型魚の採捕にしても、それを市場に回そうと思ったら、多分、青森大間の一本釣りの漁師なんかのテレビでやっているのを見られるとよく分かると思うんですけれども、非常に血抜きとか神経締めとか、あとは体温の管理、その他もろもろ、まともに食べられるようにするためには物すごい設備が必要になるはずなんです。それを適当にやっていた状態で市場に回るかという、私はちょっと疑問に感じております。

何が言いたいかという、あまり私どもからすると、そういった形で市場に出回るということは、ほぼないのではないかなと思います。

あとは、関係団体の方には、やはり迅速な報告義務を伝えておりますし、これからもそのような形で周知徹底していきたいと思っております。

以上です。

○田中分科会長 情報と御意見を賜ったということで、ただ、広域漁業調整委員会のいろいろな議論を聞きますと、やっぱりいろいろな方がいらっしゃって、裏ルートもあるし、一度は新潟県だったかな、市場関係者からの摘発というか、禁漁期間で採捕停止命令の後に遊漁者が水揚げして発覚した事例もございます。

ということなので、もちろん協会さんの方は周知徹底されているかもしれませんが、そうでないアウトサイダーのような方をどう取り締まるかという問題があるんじゃないかと思っています。

どうぞ、菅原さん。

○菅原特別委員 私の方でも、新潟の件とか、あとは千葉でもあったというような話は耳に入っております。

そういうことに関しては、我々は普通の遊漁者というか、団体に属している人間とか、あとは遊漁船で釣りをされている方々は、これはほとんどないと思うんですね。ほぼほぼプレジャー・ボートでやっている一部の人間と、あとプレジャー・ボートでたとえやっても、それを市場に回すというのは、恐らく個人ではできない話で、漁業者がどこかで結託していないとできない話だと思うんです。千葉の件なんかだと、私の耳に入っているのは、どうも結託してやっているよという話は聞こえています。

できれば、私どもの方としてもプレジャー・ボートの件をどういうふうにしていくかと

いうのを、近々にでも水産庁さんの方と詰めていって、いろんな形で取組をできたらなというふうに考えております。

決して、だから我々としては、漁業者、一次産業の方々と敵対心を持ってやろうと思っ
ていませんし、我々みたいなレジャーで釣りを楽しんでいる人間が、実は海の中でなりわ
いを出している、これは一次産業の漁業者だけではなく、遊漁船を営んでいるところも同
じですし、それに関連して、その付近で民宿を経営されている方、旅館を経営されてい
る方、又は釣具店を営んでいる方、そういったところにお金を回しているということも
ありますので、海イコール我々のものだけだというふうに、水産業をなりわいにしてい
る方に、そういうふうにとられるのは、ちょっとどうかと思っております。

○田中分科会長 御意見と……、ではちょっと、坂本委員が発言しないわけにはいかない
かと。

○坂本委員 私は千葉の海区調整委員でもありますので、言わなきゃいけないかなとい
うふうに思います。

もしも、そういうようなことがあるのであれば、明日、たまたま千葉の海区調整委員会
がありますので、早速そのような事例ということで、こういう話を聞いてきたんだけど
もというようなことを言わないといけないんじゃないかというように思った次第です。

クロマグロの遊漁の資源管理に関しましては、先ほども川越委員の方から盛んに質問が
あったわけですが、私も全く同じように考えております。こういうことで、委員会
指示等をやられるようになったというのは、非常に私は評価しているわけなんですけれ
ども、それこそ水産庁からの回答のように、この実効性というのが、特にプレジャー・ボ
ートなんかの場合には、全く性善説に基づいてやっているだけの話であって、自己申告なん
ですよ。

それに対して、水産庁の方がどういうことができるのかというのは、なかなか管轄が何
か違ったりして、遊漁の場合には漁港に入ってくるというようなことというのはあるわけ
ですが、プレジャー・ボートの場合にはマリーナ等に入って、どういうルートでそ
の魚が揚がってくるのか、また、どんなものを獲っていたのかというようなことも分か
らないような状態、今のところはそういうような状況なんだと思いますね。

こういうものを実効性のあるものにしていくには、水産庁さんだけではやはり大変だ
というふうに思います。ほかの省庁もあるんだと思いますけれども、そういうところとも
協議をしていただいて、必ず実効性のあるものにしていただきたいというように思

っています。

というのも、これも先ほど川越委員の方からお話があったように、クロマグロのやつはたまたまというか、国際的な資源管理の中で、こういうような資源管理をやらなきゃ、遊漁の方はこうやってやらなきゃいけないんだよというのが出てきたわけなんだけれども、ほかの魚はまだ野放しの状態なんですよ。

一方で、我々のところには、TAC管理であるとか、そういうものの魚種を増やしていくということを盛んに言われていて、これは同じ魚を完全に獲っていますから、そういったものを遊漁なりプレジャー・ボートの中で、どうのように管理していくのかということ、TACの魚種を増やす場合には、必ずこういうような遊漁船のことというのが出てくるとお思いますので、そこのところはよろしく進めていただきたいというように思います。

意見ですけれども、もしも何かあればお願いします。

○田中分科会長 いいですね、御意見を賜ったということで、貴重な御意見ありがとうございました。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 全漁連、三浦でございます。

川越委員、それから坂本委員が言ったことと私も同じですが、遊漁といっても、遊漁船業とプレジャー・ボートがあると思います。その中でも、プレジャー・ボートが、今大きな問題になっています。我々もプレジャーボートを名指しをした上で、これから始まるほかの魚種の管理にも非常に影響を及ぼすことが予見されることから、その実態把握や採捕の報告等の体制づくりを意見し、今回の水産基本計画の中に、プレジャーボートにおける管理やルール遵守の体制、そういったルール作りを行うという一文が記載されています。水産庁といたしましてもほかの団体、関係省庁とも連携しながらしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○田中分科会長 これも御要望を承ったということにさせていただきたいと思います。

今のところ、広域漁業調整委員会ぐらいしか取り締まる規則がないんじゃないかと。ほかにありますか、水産庁として。遊漁の漁獲量について何か取り締まる規則は、漁業法は直接ないですけれども。

○沿岸・遊漁室長 もちろん漁業者であろうが遊漁者であろうが、同じ採捕に関する規制

が掛かっているケースというのはあるんですけども、この委員会指示が数量管理かと言われると微妙なところはあるんですけども、こういった形で遊漁を対象にして、国として一律に採捕を制限しているような枠組みというのは、これが初めてであって、ほかにはありません。

まずクロマグロについて、本日、各委員から御指摘いただいたような、特にプレジャー・ボートについては周知の難しさもありますし、実態把握の難しさというのも、やはり遊漁船に比べると格段にあるわけでございますけれども、そこは今後、先ほどから何度も言っておりますとおり、実態把握と、あと報告の体制整備、これは別の言葉で言いますと、遊漁者の方が資源管理の枠組み、漁業で行われているような資源管理の枠組みに同じように参加していくための参加しやすい環境をいかに整備していくかということでもあると思います。

そうしたことを水産基本計画に位置づけられましたのは、まさに今後の重要な政策課題の1つと考えてのことでございます。

○田中分科会長 御意見を賜ったということにさせていただきたいと思います。

大分時間も経過してしまいましたが、ほかによろしいでしょうか。

山内委員、どうぞ。

○山内特別委員 すみません、1つだけ質問させてください。

釣った後に、クロマグロの小型魚と大型魚について、海中に放流した場合の科学的な生存率というのはどの程度なのでしょう。

○田中分科会長 これは今日お答えできる人はいないと思いますけれども、まだよく分かっていないと、今調査中ということだと思います。

○山内特別委員 ありがとうございます。

であると、資源管理的な指示として、遊漁の場合には、漁業者と違って持って帰って行くことに意味があるのではなくて、釣るという過程に意味があるんだとすると、生存率が高くないようであれば、あまりこういった指示も資源の保全という意味では、なかなか実効性がないのかなと思ったので、そういった意味での質問でした。

○田中分科会長 一応、先ほど来問題となっているんですけども、プレジャー・ボートは除いて、団体さんの方には、小型魚が釣れた場合には、そもそも採捕停止命令が出ている場合には釣る行為自体が禁止なので、漁場を移動するとかいう行為をしなきゃいけない。要するに、出漁すること自体が業者と同じように禁止されているというような説明も一応

しておるのですが、その点は団体に所属されていない方々には周知されていないという問題はいまだにありますけれども。

ですから、そういう意味では、キャッチ・アンド・リリースも駄目なんです。採捕停止命令が出ているので。よろしいでしょうか。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 北海道機船連の本間です。

今、話を聞いていて、もしかしたら参考になるかもしれないなというので1つ意見を述べさせていただきたいと思いますが、私の北海道の地区では、サクラマスの船釣りライセンス制という制度を取っていきまして、そこにはプレジャー・ボートは大体マリーナに所属しているので、そのマリーナも巻き込んで全てのサクラマスの船釣りに出ていく船に対して、全部登録してもらってライセンスを発給するという形を取っているんですね。

これが北海道庁さんの方で指揮を執ってやっているものですから、もし水産庁さんがこの先進んでいく中で参考になればなと思って、今ある制度の中でこういうことがありますということだけ報告したいなと思います。

○田中分科会長 貴重な情報ありがとうございました。

こういった情報を活用して遊漁の管理を進めていければと思います。

ほか、ございますでしょうか。

ありがとうございます。大分時間が超過してしまいまして申し訳ありません。

それでは、次の諮問第383号に移りたいと思います。

諮問第383号、特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更についてに移ります。

事務局の方から御説明よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料3-1のセットを御覧いただければと思います。

まず諮問文の方を読み上げさせていただきます。

3 水管第3607号

令和4年3月17日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第383号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

こちらは、今、読み上げたとおり、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群のTACの配分について諮問を経て変更するというものでございます。

変更の内容を告示の形で1枚めくっていただいて、3ページ、4ページにございますが、説明の方は5ページの資料3-2に基づいて御説明いたしたいと思っております。

この資源、サバ類については、7月から翌年6月末という管理年度で管理をしております。現在の国の留保が3万4,640トンまだあるということと、残りの期間、あと3か月強ということ踏まえまして、今後の漁獲の積み上がり予測を出して不足しそうなところに追加で配分するというものでございます。

サバ類については、いわゆる75%ルールということで、消化率が75%を超えれば、あらかじめ決定した計算式に基づいて追加配分をして、審議会には事後報告という仕組みがあるわけですが、このルールを適用するには日別の漁獲実績データがないと計算できないということでございます。

今回、長崎県さんの方がかなり漁獲が積み上がっているんですが、この日別の漁獲実績

データを提供できる体制が構築されていないということで、こういう諮問を経た形での追加ということとさせていただければということでございます。

その際、ほかの数量明示での配分の都道府県、あと大臣許可漁業についても同じ計算方法で不足が出る、出ないという見込みを確認をしまして、同様に不足が生じる可能性がある大中型まき網にも配分をするという形でございます。

今後の積み上がりの予測の計算方法ですけれども、5ページの1番下、(1)、(2)とございますが、7月から2月までについては、集計された実績を用いまして、3月から6月については、過去5年の月別の実績のうち各月の最大年の実績を合算しまして、期末までの予測漁獲量を出して、それで現状の配分と比較をして、足りない分を1,000トン未満切上げで追加するというものでございます。

具体的な数量は、この表にございますように、長崎県に対して2,000トン、大中型まき網漁業に対して6,000トンを追加するという形での配分の案ということでございます。

資料の説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

既存のルールでは適用できないアド・ホック、特別な配分ということだそうですね。

谷委員、どうぞ。

○谷委員 日本遠洋旋網漁業協同組合理事の谷でございます。よろしくお願いたします。

東シナ海から日本海にかけてのサバの漁獲状況なんです、昨年と一昨年の漁期というのは、もう過去にない大幅な不漁でございました。しかしながら、本年は回復傾向にあって、このような中で迅速に追加配分を頂いたことに感謝を申し上げます。

今後とも、必要な場合には、迅速な留保の配分をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○田中分科会長 御意見を賜ったということにさせていただきたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

ウェブ参加の方もよろしいですか。

ほかにならなければ、諮問第383号につきましては原案どおり承認していただいたということよろしいでしょうか。

特段、御反対、御意見、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第384号に移ります。

諮問第384号、特定水産資源（みんくくじら）に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更についてに移ります。

事務局から説明よろしくお願いたします。

○捕鯨室長 国際課捕鯨室長の日向寺と申します。よろしくお願いたします。

資料は4-1になります。

諮問文でございますので読み上げさせていただきます。

3水管第3025号

令和4年3月17日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

特定水産資源（みんくくじら）に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第384号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき定めた特定水産資源（みんくくじら）に関する令和4管理年度における漁獲可能量等について、別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮問文は以上でございます。

1ページめくっていただきますと、告示案になっております。

もう一ページめくっていただきまして、資料4-2でございます。こちらの方で御説明

をさせていただきます。

今回の改定につきましては、漁獲可能量の再計算を行いましたので、それを反映させるための改定となっております。

ミンククジラにつきましては、11月の水政審におきましてTAC化、それから令和4管理年度のTACの方を制定させていただいたところでございます。その後、12月になりまして、新しい資源量推定値が得られましたので、今回再計算を行っております。

この再計算でございますけれども、ミンククジラにつきましては、2019年に1回、最初の漁獲可能量の計算を行ったところでございますが、その際、独立科学者グループにレビューを行ってもらいましたところ、使っている資源量推定値が古いということで、新しい資源量推定値が得られ次第、漁獲可能量は更新されるべきというふうな勧告を受けておりました。

この独立科学者でございますけれども、水産庁の方で選定をしております、基本的には水産庁とも、それから計算を行った日本鯨類研究所、それから水産研究機構、そことも関係のない人間で、かつ鯨類資源とか国際捕鯨委員会で採択された手続、いわゆるRMPに一定の知見を有する者ということで選定を行っております。現在のところ、条件は厳しいので全員外国人ということになっております。その独立科学者のグループに対して用いたデータですとか計算方法、計算結果についてレビューを行っております。

会議自体は3日間程度行っております、その間、日本鯨類研究所から説明をして質疑応答を受け、それでレビューをしてもらっております。2019年は対面で行いましたけれども、今回はコロナの状況もございますので、ウェブ会議で行ったところでございます。

この計算結果でございますけれども、2番の(2)の下の方に書いてございますけれども、ミンククジラは前回まで171頭だったのが167頭ということで、4頭減っております。通常発生すると想定される年間の死亡頭数、こちらは基本的には定置網で混獲されるものでございます。これは34頭、変更ございません。

したがって、それを差し引いたものがTACとなりますので、137頭が4頭減少して133頭ということになっております。

配分案でございますけれども、このTACのうち20%につきましては、国の留保ということで、残りの方を全量、基地式捕鯨業へ配分を行っていきたいと考えております。

1ページめくっていただきますと、基本的に4頭減っておりますので同じ比率で減らしていただいております。TAC鯨が137から133に減っておりますので、国の留保も27から26

頭に、基地式捕鯨業の太平洋海域の方に77から75頭、2頭減少、オホーツク海域の方が33から32頭、1頭減少しております。

今回これで御了承いただければ、3月末から4月ぐらいに告示をして改定をしていきたいというふうに考えております。

説明は以上になります。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 意見を言わせてください。

今回、TACに設定をされたということで、従来はTACにしないという話だったのですが、何か急遽TACということで1年間、4月1日から12月、1年間というよりも8か月ぐらいになるのですね、TACということであれば、先ほど言いましたが、2019年から調査していなかった、計算していなかったというような話ですが、これは令和4年度のTACですから、毎年計算をしてTACを出すということではないのかなというように思っています。

水産庁がよく、100年間資源に影響を与えないと、枕言葉のようにずっと言ってきたわけですが、TACになると100年間の話じゃないんですね。TAC期間の話であって、100年後まで誰も生きていません。5年、10年先の話をしっかりとしてもらいたい。RMPで計算をしたといいますが、これはIWCの隔年会合で否定された計算方式ですから、科学委員会では当然使っているんでしょうけれども、否定をされたものをいまだに使って再計算をしている。こういうことが果たしてTAC制度になじむのかどうかということです。今回減らされたというのは、従来、生息海域に生息をしていないという、海況変化も餌の問題もあるでしょうし、そういうことが、この中に加味されているのかどうか知りませんが、計算だけで減らしたということなのかですね。昨年度獲り残しをしたというか、獲り切れなかったと、そういうこともどこかに影響しているのか、教えてください。

○田中分科会長 どうぞ、日向寺室長。

○捕鯨室長 御質問ありがとうございます。

まず、RMPにつきましては、1回計算すると原則6年間使用可能ということになっておりますので、6年間基本的に使用しますが、今回、ミンククジラにつきましては、先ほど御説明したとおり、独立科学者のレビュー・パネルから早期に再計算を行うべきという

勧告を受けておりますので、これは前倒しで再計算をしたということでございます。

それから、委員からのRMPにつきましては、IWCで採択されていないというお話がございましたけれども、これはIWCでしっかりと採択をされたものでございます。

それから、資源量と近年獲れていないという、確かにミンククジラは基地式捕鯨業で、昨年は95頭、今年は90頭ということで、大体40頭ぐらい獲り残しがございますけれども、RMPで計算する際には、資源量と過去の捕獲実績を加味して計算をされておりますので、そうしたものは結果に反映はされております。

以上です。

○田中分科会長 よろしいですか。

高橋委員。

○高橋特別委員 隔年会合で私は否定されたという理解でいますが、いつの会合で、これが肯定されたのか教えてください。

○捕鯨室長 たしか92年、2年か3年ですかね、科学委員会で、これが完成しましたと。それはIWCの総会に1回掛けまして、1回否決されまして、それに抗議をして当時の科学委員会の議長が辞任をしております。そして、翌年もう一回掛けて採択をされております。

○高橋特別委員 どの会議でそれが採決されたんですか。

○捕鯨室長 国際捕鯨委員会ですけれども。

○高橋特別委員 かつては毎年、それから隔年会合、2年に1回になりました。

○捕鯨室長 どの場かはちょっと覚えておりませんが、採択はされております。

○高橋特別委員 では、後ほどで結構ですから、教えてください。

○捕鯨室長 分かりました。

○田中分科会長 当時、私も出ておりましたので覚えておりますが、そのとおりで、科学委員会の議長のフィル・ハモンドが激怒して辞任しました。何年も掛かってやっとまとめたものなのに。翌年可決されましたが、可決されていないのは、そのときには、計算方式はこれでいいと。だけれども、管理制度がないだろうと、だから駄目だと、実行はできないという議論にはなりました。改定管理制度ですね。

当時はそんな状況でした。計算方式それ自体は合意されていて、現在、ノルウェーなんかもこの方式で計算して出していると思います。後で詳しく日向寺さんの方から説明を受けたらいいと思います。

ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

なければ、諮問第384号につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

特段、御反対、御異議ないようですので、そのように決定したいと思います。

次に、諮問第385号に移りたいと思います。

諮問第385号、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案についてに移ります。

事務局から説明よろしくお願いいたします。

○管理調整課長 資料5-1を御用意ください。

諮問文を読み上げさせていただきます。

3 水管 第3135号

令和4年3月17日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について（諮問第385号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料をおめくりいただきまして、7ページ目に省令案の概要について説明がございます

のでお開きください。

我が国が加盟している条約、北太平洋における公海の漁業支援の保存及び管理に関する条約でございます。これはいわゆるN P F Cという国際機関でございますが、条約海域としては、北太平洋の公海域でございます。対象となる資源については、サンマとかサバ類、あとはアカイカ等を対象とした国際機関でございます。

この条約の中で、様々な保存管理措置が採択されているところでございますが、令和3年2月に開催されたN P F Cの年次会合におきまして、船体の表示に関する要件が定められてございます。具体的には、船体の表示を識別に関するF A O基準に従うということが規定されてございます。

これを受けまして、我が国では当該保存管理措置を担保し、北太平洋における漁業活動の透明化を確保するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正し、所要の手当を行うものでございます。

2でございますが、概要でございます。

条約海域で操業を行う太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の許可を受けた者は、許可船舶等の外部に別表第六に定めるところにより、信号符字又は漁船登録番号の前に「J P -」を付したものを表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない旨の改正を行うものでございます。

具体的には、4ページに戻っていただきまして、4ページ目のところの新旧対照表の3ページ目でございますが、このようなアンダーラインがあるような、32条の2のような信号符字等を表示しない船舶の使用禁止という条項を定めるものでございます。

ちなみに、当該水域で操業を行う我が国漁船におきましては、既にもう船体表示は行っていますので、この省令改正によって新たに船体表示を行うということは、生じないものというふうに理解してございます。

資料の説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

条約に基づく決定ということで、是非もないと。

よろしいですか。

それでは、諮問第385号につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

特段、御反対、御異議ないようですので、そのように決定したいと思います。

それでは、続きまして、審議事項に移ります。

水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について、事務局から説明をよろしくお願ひします。

○企画課長 水産庁企画課長の河村でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて御説明させていただきます。

資料の6-1から4につきまして御説明をさせていただきます。

まず資料の6-1を御覧ください。

本基本方針は、海洋水産資源開発促進法の規定に基づきまして、農林水産大臣が水産政策審議会の御意見をお聞きして、おおむね5年ごとに定めることとされております。

現行の基本方針は平成29年6月に公表されておりました、本年6月には5年が経過するというところで、新たな基本方針を策定、公表する必要がございます。

次期基本方針の策定に当たりましては、現在検討中の水産基本計画、漁港漁場整備長期計画、栽培漁業基本方針などとの整合性を確保しつつ、策定作業を進めているところでございます。

昨年12月の資源管理分科会で御報告したとおり、増養殖や新魚場開発等に関する有識者の方々と2回の意見交換を経ておりました、水産庁において取りまとめた次期基本方針を中間報告として、本日お示しさせていただくものでございます。

今後の予定でございますが、3に書いてございますとおり、本日の御意見やパブリック・コメントなどを経まして取りまとめた次期基本方針につきましては、資源管理分科会にて諮問し、答申いただいて公表するというスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

次に、第11次基本方針の概要を資料6-2として取りまとめております。後ほど御覧いただければと思います。

資料の6-3が今回の基本方針案を新旧対照表形式で整理したものでございます。

全体の構成は、前回から変えてございません。赤字の部分が前回からの変更箇所となっておりますので、主な変更点について御説明させていただきます。

まず資料6-3の2ページ目でございますが、第1の沿岸海域における水産動植物の増養殖の推進に関する事項についてでございます。

都道府県の種苗生産の計画や養殖の状況を踏まえまして、増養殖を推進することが適当

な水産動植物として、別表、16ページ目以降にございますけれども、に記載してございます。

現在の増養殖の実績などを踏まえまして、現行のものから絞り込みをさせていただいております。全部で120種となっております。また、漁業生産の増大の目標は、新たな漁場造成や養殖業成長産業化総合戦略で示されたマーケットイン型の養殖への転換の推進などを見込みまして、38.3万トンとしてございます。

次に、第1の3の漁業生産の増大の目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発等についてでございます。

5ページ目の3の(2)栽培漁業の推進についてでございますが、栽培漁業基本方針の検討を踏まえまして、資源評価結果に基づく放流効果の検証による対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進や種苗生産施設の共同利用の推進などを見直してございます。

また、6ページ目の(3)養殖の振興につきましては、養殖業成長産業化総合戦略を踏まえまして、取り組むべき課題として配合飼料の開発などを見直してございます。

7ページ目の4のタイトルにつきましては、昨年12月の資源管理分科会で全漁連の三浦委員から頂きました御意見を踏まえまして、具体的なタイトル名に変更させていただいております。

次に、第2の新漁場における漁業生産の企業化についてでございます。

同じく7ページ目、生産増大目標は、新規の漁場開拓が厳しいという状況を踏まえまして0.4万トンとし、8ページ目に、新漁場の予定海域、主な対象魚種を今後5年間で開発や操業効率化による増産が期待できるものとしてございます。

また、3の企業化に当たっての重要事項といたしまして、9ページ目の(4)では、漁場の形成の変化ですとか二酸化炭素排出削減などの観点を付け加えて記載してございます。

続いて、同じく9ページの第3の自主的な資源管理に関する事項でございます。

まず10ページの(2)海洋水産資源の管理の方法及び期間の案につきましては、改正漁業法の指示を踏まえた基本的な考え方について記載しております。

また、11ページのウにつきましては、現行の資源管理計画を認定協定に移行することに伴い、記述を見直しております。

また、12ページ目の2の自主的な管理のための調査の課題や方法に関して、資源評価対象魚種の拡大に伴い、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用や電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等のDXの推進に努める旨、記載しております。

13ページの第4、新漁場生産方式の企業化に関しましては、海洋環境の変化等への対応の観点から、複合的な漁業等の操業形態の転換に向けまして、新たな漁業生産方式の企業化を促進するものとしたしまして、留意事項として、第2の新漁場での企業化と同様に、14ページの(1)に二酸化炭素排出削減の観点を付け加えて記載しております。

同じく14ページの第5につきましては、これまでどおりの記載としております。

以上が、第11次基本方針案と第10次基本方針との変更点でございます。今回の改正のポイントとなっております。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

川原委員。

○川原特別委員 ありがとうございます。

質問が1点と意見が1点ございます。

少々細かいことなんですが、まき網漁業ですが、現在の新漁場の開発のところで、現在はインド洋が入っていたかと思うんですけれども、これを対象としなくなった理由を教えてくださいいただければと思います。調査船が出ていたのではないかと記憶しておりますので。

意見ですが、9ページを拝見して思ったのですが、当社のような遠洋漁業ですとか沖合漁業ですとか漁船での労働は、いつも安全ではないということを重々承知しております。また、実際として男性の乗組員で動かしていることが現状であります。

もし女性から乗組員として挑戦したいというような意思があれば、今後は受け入れることができるような船が存在することも、これからは必要なのではないかなと思った次第です。

9ページの(3)で書かれてありますように、労働負担や作業の安全性の確保、居住性の向上等、対処すべきことはたくさんありますけれども、これらに対応し、将来的には、少ない人数でも安全に操業できるような船を作るですとか開発するなど、そういった技術を求めていくのも一案ではないかなと思いました。

以上です。

○田中分科会長 御意見を承ったということでよろしいですか。

これは実施する政策の中で、御意見を反映させていくと。

○漁場資源課長補佐 質問について、漁場資源課の福井でございます。

今回の基本方針の中から、新漁場の予定海域につきまして、まき網漁業についてインド洋を削除した理由という御質問がございましたけれども、これにつきましては、現行の計画の中で、開発調査センターの用船事業によるインド洋での調査、それからもうかる漁業を活用しまして、インド洋での海外まき網漁船による実証調査を実施した結果も踏まえまして、今回の新たな基本方針の中では、引き続きインド洋での調査を継続するということにつきましては、一旦停止して、予定海域からは削除したということでございます。

○川原特別委員 ありがとうございます。

一通り、そういった知見が蓄えられたということで、一度停止するという御判断をなさったということと承知いたしました。ありがとうございます。

○田中分科会長 ということだそうです。

ほか、ございますでしょうか。

栽培についても大分トーンダウンしていますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、ウェブ参加の方々もよろしいですか。

特にないようでしたら、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針については、原案どおり進めていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ないようですので、本件につきましては、今回、基本方針をについては、今後パブリック・コメント等を経た後に資源管理分科会に諮問されるということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移る前に、諮問第382号から385号について、確認のため答申書を読み上げたいと思います。

答申書

3 水 審 第 71 号

令和 4 年 3 月 17 日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和 4 年 3 月 17 日に開催された水産政策審議会第117回資源管理分科会における審議の

結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第382号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更案等について

諮問第383号 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

諮問第384号 特定水産資源（みんくくじら）に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更について

諮問第385号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

では、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 それでは次に、第4回及び第5回資源管理手法検討部会の結果について、事務局から説明をお願いします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料7を御覧いただければと思います。

資源管理手法検討部会ですけれども、こちらは新規のTAC拡大の候補魚種について、ステークホルダー会合に向けて論点、意見を整理するというための部会でございます。

部会の運営規則の第2条で、部会は、調査審議の結果を分科会に報告し、分科会は、その結果を審議し、議決するとなっておりますので、事務局である水産庁の方から、第4回、第5回の部会の結果として取りまとめられた論点、意見について御説明をさせていただきます。

こちらは、2月8日に第4回、2月25日に第5回を開催しておりまして、資料はところどころ黄色のマークが引いてある部分がありますが、こちらは会議の参考人の方、あるいは意見表明された方から事前に御意見等を頂戴しておりまして、それに基づいて水産庁の方であらかじめ論点、意見の取りまとめ案というものを作っているんですけれども、黄色のマークで引いてある部分については、部会での議論で、それに追加された部分ということでございます。そういう前提で御説明させていただきます。

まず第4回ですけれども、1つの資源、ヒラメの瀬戸内海系群について議論を行ったところでございます。整理された論点、意見を、漁獲等報告の収集について、資源評価について、資源管理について、あとステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項についてということで、4つの項目に分けてございます。

まず漁獲報告等の収集についてということでございますが、デジタル化ということで漁獲報告システムの体制整備が必要だ、あるいは漁協、漁業者への説明が必須だというようなところがございます。

また、ヒラメについては、先ほど遊漁の話もございましたが、活魚出荷、あるいは遊漁の採捕というのもあって、即時性のある正確な漁獲量の把握が難しいという点も挙げられております。

続きまして、資源評価についてですけれども、こちらは漁獲量の減少要因を明らかにしてほしい、あと、放流・再放流の効果、必要性等も含めて、資源評価の内容あるいは妥当性について明らかにすべきだというような点がございます。

続きまして、資源管理についてですけれども、まず目標を適宜柔軟に見直しできる制度としてほしいといった御意見が出ております。あと、海域全体、一律規制ではなくて、海域により、灘ごとということかもしれませんけれども、管理目標に柔軟性を持たせる必要があるのではないかというような御意見。

あと、極端な漁獲量の規制が生じないように検討してもらいたいという話。あと、ヒラメについては、狙っていない操業でも獲れる混獲魚種だということで、その管理方法、対策を十分検討してほしいという点。これまでの自主的な取組を考慮したシナリオを検討すべきだという御意見。あと、1ページ目の1番最後にありますが、遊漁も考慮した評価、あるいは管理をすべき、検討すべきだという御意見も頂いております。

続きまして、ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項についてということで、漁業者への周知、理解が重要ということで、丁寧な説明、これは全ての資源に共通する話ですけれども、そういったものの中で、瀬戸内海については漁業者にTAC管理の経験がほとんどないということで、そもそもTAC管理はどのような形でやられているのか、その運用方法についても、そういうところからよく説明すべきだという点も挙げられております。

あと、資源の状況は、基本的に維持できているという魚種について、新たな制度、TAC制度を導入する理由を示してほしいということ。あと、繰り返しになりますけれども、

混獲魚種としての管理、遊漁の取扱い、TAC導入のメリット、あるいは経営面での支援策を示してほしいというような御意見も頂いております。

資源評価に関して、海況の変化等をどのように考慮しているのかについて示してほしいということ。あと、種苗放流、自主的なこれまでの資源管理措置をTACの設定にどう反映させるのかといったところも上がっております。

続きまして、第5回でございます。

こちらは2月25日に開催されまして、日本海側の底魚魚種4資源について議論が行われております。

まず1つ目、マダラ本州日本海北部系群ということで、まず漁獲報告に関しては、スマート水産業大等を活用して、漁獲報告を収集する体制の整備が急務だという話。あと、漁獲量把握については、魚体の状況によって魚卵、あるいは白子のみ出荷する場合がある、あるいは自家消費、個人販売等もある。3つ目の点でもありますが、自由漁業、あるいは市場外流通もあるということで、そういったものの漁獲数量をどうやって把握するのかというのも論点として挙げられております。

続きまして、資源評価でございますが、こちらについては、漁獲量だけで資源評価を行うべきじゃないというような御意見もございましたし、ベースとなる漁獲統計についてしっかり公表すべきだという話。あと、系群としては1つということで評価されているんですけども、集団は2つで構成されている可能性もあるんじゃないかという御意見もありました。あと、レジーム・シフトの影響を受けている可能性があり、資源が半減する時期、減少する時期に備えて、データを収集しておくべきだという御意見も議論の中で出てきております。

続きまして、資源管理については、不慣れな現場が混乱しないように丁寧な説明というところは、この資源についても言われているところでございます。あと、資源を利用する漁業関係者は等しく取り組む必要があるということで、管理における公平性の指摘もございます。シナリオに関しては、安定した漁獲・経営のできるシナリオ、あるいは柔軟な数量管理を求める意見もございます。

あと、黄色で塗っている部分ですけれども、異なる漁業種類間、これは具体的には沖合底びきと小型底びき、大臣管理と知事管理ですけれども、操業の形態というか、一緒に操業するようなこともあるといったところですか、時期によって狙い操業になったり混獲になったりするということで、管理区分の設け方、あるいは管理年度の設定の仕方につい

でも、しっかり検討すべきだという意見も頂いております。

あと、融通等、漁獲枠の調整に積極的な関与が必要だという御意見。また、マダラについては、全国で言えば複数の系群があり、順次検討していくこととなっておりますが、数量管理を実施するのであれば、そういう流通実態を踏まえると、開始の時期は揃えるべきじゃないかというような御意見を頂いております。それとの関係もあるかと思いますが、次の項目として、できる漁業種類だけ管理を先行することはないようにというような御意見もごございます。

あと、漁法の特性上、これは底びき等ということですがけれども、1魚種のTAC遵守のために操業自体止めなければならなくなるような支障が生じることにに対する懸念もごございます。あと、最後の項目、具体的には青森県ですがけれども、マダラの3つの系群が1つの県内で隣接して分布しているということで、そこに対する指摘もございました。

ステークホルダー会合で特に説明すべき事項としては、そういう複数の系群があるということ、あるいは混獲魚種であるということについてどう考えるのかということの説明してもらいたいというところがございます。

あと、TAC管理に不慣れな海域、あるいは漁業者ということで、丁寧な説明という点。数量管理以外の方法、あるいは漁獲量が安定したときにどういう管理になるのかというところについても論点がございます。

最後の項目としては、漁獲量の融通、規制、消化が進んできたときにどうするのかというところを示してもらいたいというようなところがございました。

続きまして、ニギスの日本海系群、4ページでございます。

こちらについては、漁獲報告体制は問題ないよというような意見もございましたが、一方で精度向上のためにどういうデータを収集するのかというのを示す必要があるという御意見も頂いております。

続きまして、資源評価についてですがけれども、このニギスの日本海系群については、いわゆる2系の資源評価ということで、資源量の推定自体は行われておらずに資源量指標値で管理していくというものになっているということもありまして、その資源評価の精度等について、こちらは部会の方でもいろいろ議論が出ました。特にベースとなっているCPUの取り方、推定の仕方等々について、かなり突っ込んだ議論がありました。そういうことで、そういう精度等について丁寧に説明してもらいたいという意見が出ております。

続きまして、資源管理についてでございますけれども、こちらの管理における公平性の

関係、あるいは底びきでの多魚種一括で漁獲ということで、そういうものに対する管理の手法、あるいは緩和策というのは議論が必要だというところがございます。

シナリオとしては中長期的に安定した漁獲量が設定されるものを望むというようなことがございます。

あと、主に加工原料ということで、資源という観点以外にも地域経済も念頭に入れて議論する必要があるという御意見も頂いております。ほかの資源に比べて専獲で、要は狙って獲っている漁業者は少ないということと、あと、海域によって利用の実態が違う、異なるということで、系群全体で見ると混獲で獲っている漁業者が大半であるということも考慮すべきだというところがございます。

あと、魚種ごとではなくて複数魚種での管理、あるいは複数年での管理といった形で操業停止に陥りにくい、なりにくい管理手法を検討してもらいたいというところがございます。

ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項については、外国漁船による漁獲の状況、その影響、あと数量管理の必要性について十分説明すべきという点、あと、系群の区分あるいは資源評価の精度についての説明、あと、利用している漁業者が少ない、あるいは資源評価上データが不足しているということで、ステークホルダー会合以前の問題ではないかというようなことで、進め方、考え方について説明が欲しいという意見も出ております。

続きまして、ソウハチの日本海南西部系群ということでございます。

こちらについては5ページでございますが、漁獲報告については、一部の県からは報告について問題ないというところを頂いております。

資源評価については、その内容、精度等について、先ほどのニギスと同様な形ですけれども、丁寧な説明をもらいたいというところがございます。

資源管理についてですけれども、こちらはこれまでのニギス、あるいはマダラと同様な混獲の問題、あるいは中長期的に安定したシナリオを望むということ、地域経済との関係、あと、複数魚種、あるいは複数年管理といったところはニギスと同様の意見、論点ということになっております。

あと、この資源について特に言われていた点としては、現状の入り口管理、要はインプット・コントロールをメインでABCを超えないようにすることに重点を置いた方がいいんじゃないかというところ。あるいはアカガレイの資源回復計画という過去にやっ

たものがありますけれども、それと比べて数量管理の方が実効性が高いのであれば、その根拠を示すべきだというような意見を頂いております。

ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項については、ほぼ先ほど御説明したニギスと同じような項目となっております。

続きまして、最後になりますけれども、6ページ、ムシガレイ日本海南西部系群でございます。

こちらについても、一部の県は漁獲報告の観点からは問題ないという意見を頂いておりますが、一方でカレイ類は、標準和名があって、あと一方で地域名、地方名が混在しているということで、そこはしっかり確認・統一が必要だという点も指摘をされております。

資源評価、あと資源管理については、先ほど来御説明したニギス、ソウハチとほぼ同じような意見ということになっておりますし、ステークホルダー会合で特に説明すべき事項についても、他の資源と共通するような意見、論点ということになっております。

ちょっと長くなりましたけれども、私の説明は以上となります。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

ウェブ参加の方もよろしいですか。主に日本海ですけれども。

特段ないようでしたら、第4回及び第5回資源管理手法検討部会の結果につきましては、原案どおり承認していただいたということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、異議がないようですので、そのように決定いたします。

事務局におかれましては、この取りまとめを踏まえまして、各資源に係る資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合に向けた準備を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に移ります。

事務局より報告事項が2件あります。

まずは国の留保からの配分について、事務局から御説明よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料8を御覧いただければと思います。

こちらは国の留保からの配分について、事後報告で対応させていただいているものにつ

いての報告ということでございます。

1 ページ目、現行制度で国の留保からの配分について、事後報告扱いとさせていただいているものを（1）から（6）までの類型を示してございます。今回御報告するのは（1）の、いわゆる75%ルールに係るものと、（2）の関係者間の合意に基づいて留保から配分するものということでございます。

具体的な報告は2 ページの方でございまして、まず75%ルールに基づいて配分したものであるということで、12月27日付で山口県に対して、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について、1,000トン留保から配分をいたしましたということでございます。

続きまして、関係者間の合意に基づくものでございますが、まいわし対馬暖流系群につきまして、3月1日付で大中型まき網漁業に対して8,600トンを追加で配分しております。

また、ずわいがに日本海系群A海域について、3月7日付で福井県に対して40トン、あと沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業に対しまして15トンの追加配分を行ったということでございます。

御説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

井本委員、どうぞ。

○井本特別委員 ありがとうございます。山陰旋網漁業協同組合の井本でございます。

すみません、対馬系マイワシについて一言だけよろしいでしょうか。

今回、関係者合意に基づく留保からの配分ということで、配分に合意していただきました数量明示県の石川県さん、富山県さん、それから島根県さんには、この場をお借りしてお礼申し上げます。また、水産庁の御担当者の方々にも、御多忙の中で非常に迅速に手続を進めていただきましたこと、併せてお礼申し上げます。

大中まきでは、当初2,400トンという枠でございましたけれども、追加配分を頂きまして、現時点、今朝の時点で4,000トン近い水揚げとなっております。今後も引き続き関係者合意に基づく留保配分については、皆様の御指導と御協力を頂きますようお願いしたいと思います。

以上、御報告させていただきました。ありがとうございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

ウェブ出席の方もよろしいですか。

では、本件はこれで閉じさせていただきます。続きまして、特定海洋生物資源の採捕数量等について、事務局から説明をお願いします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料9を御覧いただければと思います。

こちらは、旧TAC法の時代から毎年1回ルーティーンで採捕数量を報告しているものでございます。TAC魚種のTAC数量、それに対する採捕の実績をお示ししております。

こちらは令和2年漁期ということで、旧TAC法に基づくTAC管理に係るものとしては、最後の御報告ということになります。1ページ、2ページ、それぞれ特定海洋生物資源、旧TAC法での概念ですけれども、各資源について漁獲可能量、採捕数量、あと消化率、こちらを1ページ、2ページということで、さんまからくろまぐろまでお示しをしております。

3ページ、4ページについては、これを大臣許可漁業、あと数量明示の都道府県別にお示しした資料でございます。

最後、5ページ、6ページについては、旧制度では「現行水準」ではなくて「若干」ということでの扱いになっていた県も含めて、採捕実績をお示したものでございます。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、発言よろしくお願いたします。旧法に基づく最後の報告ということですが。

よろしいですか。ウェブ参加の方も。

特にないようですので、それでは、その他に移りたいと思います。

何かございますでしょうか。ないようであれば……。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 簡単にさせていただきます。

要請しておきたいのですが、漁業労働関係3条約の件です。3条約とは、ILOの188号と、トレモリノス条約、ケープタウン協定、それからSTCW-Fがあります。

この3つの条約で、10年ほど前に官学労使で、批准に伴う国内法制化の検討会を立ち上げたということです。トレモリノスとSTCW-Fについては、間もなくここ1、2年で批准をするという運びになっております。トレモリノスは、水産庁と国交省が連携して対

応するという事です。

F条約については、国交省が担当ということで、問題はILOの188、これまでこの2つの条約については、10回ほど会議を開催し国内法制化に向けて対応しているということです。

一方、ILOの188は全く進んでおりません。F条約と密接に関係があつて、188が進展をしないということになりますと、F条約の批准というものを留保していただくというようなことになりかねませんので、水産庁が責任を持って担当するという事でございましたので、早い時期に検討会を開催していただきたいと思ひます。

以上です。

○田中分科会長 これは御要望があつたということによろしいですか、承つたということで。迅速な対応をとということで、よろしくお願ひします。

ほかにございますでしょうか。

谷委員。

○谷委員 谷でございます。

今の世界情勢で、ちょっと頭の痛いお話になるのかもしれませんが、北部太平洋のサバ漁におけるロシア船についてなんです。

我々、大中型まき網漁業では、北部太平洋海域におけるサバでの自主的IQの取組を踏まえ、国の御指導を頂きながら、平成3年漁期より、いわゆる公的IQ管理を開始しております。

操業状況につきましては、サバの資源は高い水準にあると評価をされてはおりますが、環境の変化によるものか、魚群なんか12月中旬頃まで遅れる一方、2月頃には魚群が南へ抜けてしまうなど、近年にも増して盛漁期が短くなり、群れも薄く狭くなるなど操業に苦勞しております。このため、3月上旬までの水揚げは約8.5万トンで、前年度対比で6割弱と低調な水準となつておりまして、漁業経営への大きな打撃となつております。

そんな中で、この厳しい状況に拍車を掛けているのが、茨城県沖等でのロシア漁船との漁場競合でございます。

ロシア漁船は、24時間体制でトロール操業をしているため、サバの群れが散つたり魚群が深く海底に張り付く等によつて、まき網操業では獲りにくくなつておると感じております。また、漁場が狭くなつている中で、我々の目と鼻の先まで接近してくるため、大変危険な状況が生じております。

国におかれましては、この窮状をお察しいただきまして、我が国の限られた漁場、あるいは資源であるサバを、我々日本の漁業者が安心、安全に利用できるようにしていただきたく、すなわちロシア漁船に対して、漁獲枠規制だけではなくて、操業エリア、日数、操業時間等の漁場の利用や安全操業に関するルールが早急に導入されますよう、なかなか現下の国際情勢の中で、こういう状況でありますけれども、強い姿勢で交渉に臨んでいただきますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げたい、そう思っているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○田中分科会長 これは藤田資源管理部長、お願いします。

○資源管理部長 ありがとうございます。資源管理部長の藤田でございます。

皆様御承知のとおり、我が国水域で操業しますロシア漁船、このトロール漁船の操業につきましては、昨年12月の日ロ地先沖合漁業交渉というところで決まっております、私が代表として交渉をして、今年の分につきましてはルールを決めたという状況でございます。

そういった中で、今、谷委員からお話ございましたように、茨城県沖でかなりロシアのトロール船と、あと、こちらの底びき船、あるいはまき網船と非常に近い距離で操業した、あるいは漁場形成に問題があったという話がございます、現場に行くことはできませんでしたが、ウェブ会議とかで、私どもが直に関係者からも意見を伺って、その実情を今後の対応に生かそうということで構えているという状況でございます。

引き続きウクライナ情勢は別にいたしまして、我が国水域内におけますロシア船の操業条件につきましては、いろんな関係者の方にちゃんとお話を伺って、それで交渉事がございますので、どこで妥結できるかというのはありますけれども、しっかり資源管理が一貫してできる、あるいは日本漁船の安全が確保できるように交渉をしてまいりたいと思っております。

今後ともよろしくお願いいたします。

○田中分科会長 よろしいでしょうか。

○谷委員 ありがとうございます。

○田中分科会長 では、御対応よろしくお願いいたします。

ほかに。ウェブ参加の方、よろしいですか。

特段ないということですので、そうであれば次回の日程について事務局から御案内をよ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会につきましては、5月中下旬の開催を予定しておりますが、それまでに何か緊急の必要のために開催することとなれば、また御連絡したいと思ひます。

以上でございます。

○田中分科会長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議いただき、大変お疲れ様でした。御協力ありがとうございました。ちょっと遅くなって申し訳ございませんでした。